

議第二号

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成三十年十二月十九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 重清佳之殿

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「科学的根拠」を「フッ化物応用その他の科学的根拠」に改め、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「であつて歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「であつて歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理」に、「についての」を「についての」、「及び保健医療等業務従事者」を「保健医療等業務従事者及び医療保険者」に、「による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「による充実した歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理」に改め、同条を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 歯科と医科の各分野間の連携体制強化のための取組の推進に関すること。

八 八〇二〇運動（八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の推進に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

歯と口腔の健康は、健康な生活を送る基礎となるほか、生活習慣病の予防につながることから、全身的な疾患の状況を踏まえた口腔機能の維持及び回復を目指す取組等の歯と口腔の健康づくりに関する施策を更に推進し、もつて県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百二十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成三十年十二月十九日

提出者

嘉	岡	木	岡	岸	井	岡	中	島	寺	木	山	重	南	白	黒	古
見	本	南	田	本	川	本	山	田	井	下	西	清	恒	木	崎	川
博	富	征	理	龍	泰	佑	俊	正	正	功	朗	佳	生	夫	章	志
之	治	美	繪	二	治	樹	雄	人	邇	邇	朗	之	生	夫	章	志
杉	川	樫	元	眞	須	喜	岩	原	丸	来	岩	西	庄	高	長	長
本	端	本	木	貝	見	多	佐	井	若	代	丸	沢	野	井	尾	池
直	正	章	浩	一	宏	祐	義	敬	二	文	史	貴	昌	美	哲	文
樹	義	孝	生	司	仁	思	弘	敬	二	文	史	貴	昌	美	哲	文

徳島県議会議長

重清佳之殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成三十年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第四号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成三十年十二月十九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 重清佳之殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例
徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の
一部を次のように改正する。

「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日
から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの間の議
長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この
条例案を提出する理由である。

議第 5 号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

提 出 者 文教厚生委員長 山 西 国 朗

徳島県議会議長 重 清 佳 之 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保し、教員の長時間労働の改善を図る必要がある。

平成31年度国予算の概算要求では、「新学習指導要領の円滑な実施」と「学校における働き方改革」を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実に図り、「チーム学校」を実現するため、「小学校専科指導の充実」や「中学校生徒指導体制の強化」、「主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化」などに必要な定数増の要求がなされているが、これらの課題に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる「人材確保法」は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第6号

消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成30年12月19日

提出者

嘉岡	見本	博富	之治	杉川	本端	直正	樹義
木岡	南田	征理	美絵	樫元	本木	章浩	孝生
井岸	川本	龍泰	二治	須喜	貝見	一宏	司仁
岡中	山田	佑俊	樹雄	岩原	多佐	義祐	思弘
島寺	井下	正正	人邇	丸来	井若	正正	敬二
木山	西清	国佳	功朗	岩西	代丸	正貴	文史
重南	木崎	恒春	朗之	庄高	沢野	昌美	朗彦
白黒	川	広	生夫	長長	井尾	哲文	穂見
古			章志		池		武

徳島県議会議長 重清佳之殿

消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転の実現を求める意見書

昨年7月、本県に消費者行政の新たな未来の創造を担う消費者庁等の「消費者行政新未来創造オフィス」が設置され、平成31年度を目途に検証・見直しを踏まえ、徳島への移転の結論を得るとしている。

この消費者行政新未来創造オフィスでは、徳島県と連携した様々な取組が進められている。

県議会としても、全国初のエンカル消費推進の条例「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」を全会一致で成立させ、行政とともにエンカル消費を進めている。

若年者への消費者教育の推進では、成年年齢の引下げに対応するため、消費者庁作成教材を用いた授業が、県内の全ての高校において実施された。

地域で見守るネットワークの構築では、高齢者や障がい者等の消費者被害防止のため、消費者庁が設置を目指す5万人以上の市町において、全国で初めて設置された。

消費者志向経営の推進では、消費者の視点に立った事業活動を行うため、これを自ら宣言した全国の消費者志向経営宣言事業者のうち、現時点で4分の1は、本県の事業者であるなど、消費者庁と連携した数々の全国に先駆けた取組は、本県で着実な成果を生み出している。

これらの成果は、四国・関西・中国などの周辺地域にも波及することはもちろん、首都圏へも共感の輪が拡大しており、本県のみならず、全国の消費者利益の向上に資する「消費者行政の進化」につながるとともに、これら取組に関心を寄せる方々の新たな人の流れを創り出すなど、地方創生にも大いに貢献している。

よって、国においては、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島への全面移転を確実に実現されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

地方創生担当大臣

協力要望先

県選出国會議員